

## 最低保障年金制度の実現と年金受給資格期間 25 年を 10 年に短縮することを求める意見書

政府は 2010 年 6 月に新年金制度の中間のまとめとして、①年金の一元化 ②最低保障年金制度 ③負担と給付の明確化 ④持続可能な制度 ⑤消えない年金 ⑥未納未加入ゼロ ⑦国民的議論 の 7 つの基本原則を提言している。

しかし現在の年金制度で、無年金者は 110 万人もいるといわれている。国民年金は 40 年間保険料を納めても、最高額でも月額 6 万 6 千円であるが、国民年金だけの人 900 万人の平均月額は 4 万 7 千円にしかない。

老齢年金受給者の 62、1%が 150 万円未満で暮らしているのが実態である。

社会経済が大きく変化する中、雇用の多様化で、低賃金、失業、倒産等で非正規雇用者等が国民年金加入者の 4 割を占めている現状である。

厚生労働省の 2008 年度調査では国民年金第 1 号被保険者 2001 万人のうち、未納、未加入者 324 万人。免除者（学生、猶予）520 万人合計 844 万人が、保険料を納めていない状況である。

今後は「消えた年金」問題や、収入がなくても高額な保険料を納入しなくてはならないなど年金制度に対する不信感から未納者が増えることが予想される。このことは、将来の無年金者、低年金者が約 1 千万人になることを示している。早急に、将来の老後の生活保障のための最低保障年金制度の確立が求められている。

それに加えて、年金受給資格期間が 25 年以上必要なために 1 カ月でも不足すると、年金を 1 円も受け取れない制度のため、被用者年金や国民年金の中からも多くの無年金者が生み出されている。

諸外国では年金の受給資格期間は長くても 10 年となっている。

無年金者を少しでも救済するためには、政府が検討している「新年金制度」を待たず、早急に最低保障年金制度の実現と年金受給資格期間 25 年を 10 年に短縮することを求めるものである。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。